

◆市内申告会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告できます

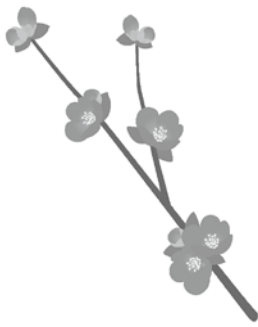
確定申告書は、2月上旬に税務署から送付される予定です。

※郵便事情により個々の納税者の方への到着日が異なる場合がありますので、届かない場合は税務署に問い合わせてください。

【注意】

平成27年分の確定申告書を、次の方法で提出された方には、確定申告書の送付は行われませんので、了承してください。

- ・電子申告(e-Tax)を利用した方
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方
- ・税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出された方



◆税理士による無料税務相談所

とき

2月16日(木)～22日(水)  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時  
(土・日曜日を除く)

ところ

高浜エコハウス 2階講義室  
※e-Taxによる申告相談を行っています。利用者認識番号、暗証番号がわかる場合は、持参してください。

対象となる方

- ① 給与所得者および年金受給者の方
- ② 前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方
- ③ 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成26年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方



◆次の方は刈谷税務署で申告してください

- ① 営業等・農業・不動産・譲渡所得(土地、建物および株式などを売却された方)・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける方(平成28年中に入居され今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)
- ③ 個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方
- ④ 贈与税を申告する方
- ⑤ 山林所得を申告する方

◆確定申告をする外国人の方へ

確定申告を行う外国人の方のために、申告方法などをホームページに掲載しています。(英語、ポルトガル語、スペイン語が用意してあります。)

<http://www.nta.go.jp/nagoya/>

◆寄附金控除

◎ふるさと納税制度について

確定申告が不要な給与所得者などの場合、平成27年4月1日から、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附先がら自治体以内であれば確定申告が不要になりました。

※確定申告に代わる申告特例申請書を、寄附した自治体へ提出する必要があります。何もせずに確定申告が不要になるというわけではありません。同一自治体へ複数回寄附した場合は、そのつど申請書の提出が必要です。

※状況によって、確定申告の方が簡単な場合もあります。

◎市が条例で指定したNPO法人市が条例で個別指定したNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要です。